

平成25年西東京市教育委員会第3回定例会会議録

- 1 日 時 平成25年3月23日（土）
開会 午前10時00分 閉会 午前10時53分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格
委員長職務代理者 角 田 富美子
委 員 宮 田 清 藏
委 員 森 本 寛 子
委 員 高 橋 ますみ
- 5 出席職員 教育長職務代理者 教育部長 池 澤 隆 史
教育部特命担当部長 櫻 井 勉
教育部副参与兼教育企画課長 坂 本 眞 実
教育部副参与兼学校運営課長 山 本 一 彦
教育部主幹（学校運営課） 宮 坂 哲 史
教育指導課長 清 水 一 臣
統括指導主事 内 田 辰 彦
教育支援課長 西 谷 し の ぶ
社会教育課長 磯 崎 修
教育部副参与兼公民館長 相 原 昇
教育部主幹（公民館） 大 平 晋 助
図書館長 奈 良 登 喜 江
- 6 事務局 教育企画課課長補佐 早 川 礼 成
教育企画課企画調整係長 倉 本 直 子
- 7 傍聴人 1人

平成25年西東京市教育委員会第3回定例会議事日程

日 時 平成25年3月23日（土） 午前10時から

場 所 防災センター6階 講座室2

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第7号 平成25年度教育関係暫定予算について（申出）の専決処分について
- 第 3 議案第8号 西東京市教育委員会の指導主事の人事についての専決処分について
- 第 4 報告事項 (1) 西東京市公立学校職員に関する処分について
(2) 西東京市立学校災害時対応マニュアル検討委員会報告
- 第 5 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成 2 5 年第 3 回定例会
(3 月 2 3 日)

午 前 1 0 時 0 0 分 開 会

議事の経過

○竹尾委員長 ただいまから平成25年西東京市教育委員会第3回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は宮田委員をお願いいたします。

○竹尾委員長 日程第2 議案第7号 平成25年度教育関係暫定予算について（申出）の専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○池澤教育長職務代理者 議案第7号 平成25年度教育関係暫定予算について（申出）の専決処分について、の提案理由を御説明申し上げます。

平成25年度の西東京市一般会計暫定予算のうち、教育関係予算に関しまして、平成25年3月定例市議会に提案を行う日程上から緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、教育委員会事務委任規則第5条の規定により平成25年3月5日に専決処分を行いましたので、御報告し、御承認いただきますようお願いするものでございます。

恐れ入りますが、次ページの専決処分書を御覧ください。

まず、一般会計暫定予算の総額でございますが、歳入は69億6,242万8,000円、歳出は168億876万4,000円でございます。

教育関係予算の主なものについて御説明申し上げます。

暫定予算の期間が平成25年4月から6月までの3箇月間のため、歳入については計上されておられません。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。歳出予算、10款教育費のうち、幼稚園費、青少年育成費、保健体育総務費及び体育施設費等を除きます教育委員会の所管する予算につきましては、ここに記載のとおり、18億6,634万1,000円でございます。

それでは、主なものを御説明いたします。

1項教育総務費につきましては、予算額2億6,949万3,000円となっております。生活指導等健全育成推進事業費として、児童大会出場費及び生徒大会参加費補助金を計上しております。外国人英語指導事業費では、小学校における英語活動指導のための経費及び中学校英語指導のための経費を計上しております。教育相談事業費では、教育相談員の報酬など、児童・生徒一人一人に応じた適切な支援のための予算を計上いたしております。

続きまして、2項小学校費でございます。総額は11億1,758万4,000円でございます。主な内容でございますが、小学校空調設備整備事業費として、市内小学校のうち、普通教室に空調設備未設置の12校の空調設備設置工事費を計上しております。

3項中学校費でございます。予算総額2億951万6,000円となっております。主な内容でございますが、平成24年度から全中学校で完全給食が実施されましたので、その関係予算を計上しております。

続きまして、5項社会教育費でございます。予算総額2億5,701万7,000円ござ

います。公民館活動事業費でございますが、公民館活動事業のための経費や公民館だより発行のための経費を計上しております。図書館運営管理費につきましては、図書館管理システム保守のための経費を計上しております。

6項保健体育費でございますが、予算額1,273万1,000円となっております。学校開放運営管理費として、学校施設開放のための経費を計上しております。

平成25年度教育関係暫定予算についての説明は以上でございます。

○竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、議案第7号 平成25年度教育関係暫定予算について（申出）の専決処分について、は原案のとおり承認されました。

○竹尾委員長 日程第4 報告事項、を議題といたします。質疑は後ほどいたしますので、まず説明をお願いいたします。

○内田統括指導主事 私から、西東京市立学校災害時対応マニュアル検討委員会報告をさせていただきます。

教育委員会では、先の東日本大震災を踏まえ、学校の防災体制や防災教育のあり方について各校に見直しを図るようこれまで指導してまいりました。特に災害発生時の児童・生徒の安全確保や下校方法については、市内全小中学校が統一した対応をとることが重要だと考え、西東京市立学校災害時対応マニュアルを昨年3月に作成いたしました。

この西東京市立学校災害時対応マニュアルは、学校の実態に合わせて活用を行ってまいりました。各校で開催されている避難所運営協議会の中でも、このマニュアルに沿った話し合いを進めていただいているところでございます。

活用していく中でより実態に即した記述や、その後の教育環境の変化によって変更が必要になった記述があり、改訂の作業を行いました。

それでは、主な変更点についてお伝えいたします。恐れ入りますが、お手元の新旧対照表を御覧ください。

まず、1ページの部分で、現行の記述では、児童・生徒を学校に引き取りに来る際に保護者の方の引き取りを原則としていた点を、あらかじめ引き渡しカードに記入された方への引き渡しと変更した点でございます。

次に、これまで電話や一斉配信メールで知らせていた学校の状況を、学校ホームページも活用して知らせるように変更した点でございます。東日本大震災の時点に比べ、現在ではスマートフォンの急速な普及等によりインターネットを活用しやすい環境になっております。こういった環境が生かせるよう、インターネットを活用した情報伝達がしやすい環境を整えました。災害時には、学校ホームページは通常のトップページから災害時用のトップページに切替えをして、トップページ上で学校の状況がわかるようなシステムに変更いたしました。そのことに伴いました記述の変更を1ページを含め数箇所変更させていただきました。

2ページには、児童が放課後子供教室に参加の場合の内容を加筆しております。これまで施設開放運営協議会が行っていた小学校の遊び場開放が放課後子供教室という名称に変わり、その放課後子供教室を実施している際に発災した場合も想定した記述を付け加えた点でございます。具体的には17ページの部分に改訂した記述がございます。

4ページには、避難所運営協議会に関わる記述の変更がございます。避難所開設の際に、これまでは市派遣職員、校長、地域代表の三者で協議していく等の記述がございましたが、「地域代表」のところに「避難所運営協議会会長」と明記し、避難所運営協議会の会長が避難所が開設された際に責任者となって運営に当たるところを明確にした点でございます。10ページ以降に詳しい内容が変更点として示されております。

恐れ入りますが、裏面をめくっていただいて、21ページの部分を御覧ください。昨年10月に西東京市立学校避難所運営協議会設置要綱が策定され、そのことに関する変更でございます。現行では仮の要綱を記載しておりましたが、正式な設置要綱に変更したというところでございます。変更に伴いましてページ数が増えた点も変更点となっております。

最後に、32ページの部分を御覧ください。恐れ入りますが、あわせて変更した災害時対応マニュアルの一番最後のページも一緒に御覧いただくと幸いでございます。そこには避難所一覧が記載されておりますが、変更点としては、それぞれの電話番号を記載したことと、表の下に説明書きとして収容人員の算出根拠を加筆したところでございます。

主な変更点は以上でございます。

- 竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- 森本委員 基本的なことでごめんなさい。この災害時対応マニュアルが配布されるのはどこになりますか。
- 内田統括指導主事 これは、まず各学校に電子ベースとして送付して、各学校でそれぞれ印刷をされます。それと、市のホームページ上にこの電子状になったものを掲載して、市民の方にも見ていただけるようにしていきます。
- 森本委員 そうしますと、これを見て各学校で例えば――一番大事になってくるのは、保護者もこれがちゃんとわかっていないと一番困ると思うんですね、学校がどういう対応をするか、そのときに子どもがどこにいるかというようなこと。それについては、各学校のほうから保護者宛てにそういうマニュアルですとか、学校独自に何か作成したものがつくられるということでもよろしいですか。
- 内田統括指導主事 各学校では、この西東京市立学校災害時対応マニュアルを基にして、それぞれ避難場所がどこになるだとか開放エリアがどこになるだとか、あるいはそれぞれ担当の職員、教員がどういうふうになるのかというものの各学校版を作成しまして、それを各学校の保護者の方に伝えていくという作業を行うことになっております。
- 森本委員 あと、例えば放課後子供教室などの指導員の方、こういう方に対する周知というのはどのように行われるんでしょうか。
- 磯崎社会教育課長 放課後子供教室等の指導員等につきましては、これが改めて各学校でできた際に、その内容についてこちらのほうの運営協議会の会議がございますので、そういったところで周知をしていくというような形にしていきたいと思います。

以上です。

- 森本委員 あと、公民館については——もちろん公民館も教育委員会の管轄になると思うんですけども、公民館については、各公民館の中にお任せというか、各公民館で対応しているんですか。
- 相原公民館長 そのとおりでございます。公民館で対応するということになります。
- 森本委員 わかりました。ありがとうございます。
- 宮田委員 このマニュアルというのは、西東京市では幾つ出ているんでしょうか。これだけなんですか、災害時対応マニュアルは。
- 池澤教育長職務代理者 災害時対応マニュアルの基となっておりますのが市の防災計画でございます。その市の防災計画に基づきましてこの災害時対応マニュアルをつくっておりますので、学校としてのマニュアルはこれが一つでございます。
- 宮田委員 これは学校、主として児童が在籍ないしは放課後の開放をやっているときの対応だと思うんですが、実際にはいつ起こるかかわからないですよ。そのときの対応マニュアルみたいなものはあるんでしょうか。
- 坂本教育部副参与兼教育企画課長 それについては、現状はないんですが、危機管理室のほうで、今、教育長職務代理者が申し上げた防災計画に基づいて、避難所運営マニュアルというのを今年の夏をめどに作成するというふうに聞いております。
- 竹尾委員長 これは学校の対応マニュアルね。宮田先生がおっしゃるのは、例えば福祉の施設とか、図書館も学校でしょうが、そういういろんな市の中にセクションというのが、施設がありますので、そういうところの対応マニュアルはどうなっているかという趣旨じゃないかなと思うんですが。
- 坂本教育部副参与兼教育企画課長 それについては、実は教育委員会の学校のマニュアルが市の全体の中でも先行しております。他部署については、先ほど申し上げた避難所、危機管理室のほうがつくるマニュアルに沿って今後整備していくというふうに聞いております。
- 宮田委員 そうしますと、責任者は何という名前——。責任者をつくるのか、そういったときの責任者というのは、どこまでの責任——。児童・生徒に対する責任なのか、実際に起こると子どもたちだけではなくて一般の市民の方も大勢来られる可能性大なわけですね。20万人のうち小中学生1万人ですから、その他の方々がはるかに多い可能性があるわけです。それとの整合性というのはどういうふうに考えているんでしょうか。
- 池澤教育長職務代理者 実際に災害が起きますと、市の災害対策本部が設置されますので、当然責任につきましては市の災害対策本部の本部長である市長、これが全責任を持って避難者に対する対応を図るのかなというふうに思っております。市の対策本部のもとに避難所運営協議会が入りますので、当然避難所運営協議会につきましても市の災害対策本部、これと連絡をとりながら避難者の支援に当たっていくということになるかと思えます。
- 竹尾委員長 具体的に夜なんか起こりますと、子どもだけが学校へ来るわけじゃなくて、家族でみんなわっと来ますからね。それに対する対応をどういうふうにするかということも大事なんじゃないかなと。宮田先生の趣旨はそういうことじゃないかなと思えます。
- 宮田委員 はっきり言わないで、まず具体がどうなっているかを知りたいと思ったので、ち

よっと質問が、具体性があれなんですけれども。

- 池澤教育長職務代理者 基本的に学校が開いていない時間帯につきましては、市内在住の職員が初動対策要員というふう選ばれておりますので、その市の初動対策要員が避難所である学校に駆けつけて、避難所受け入れの体制をとるということになっております。
- 森本委員 そうしますと、その初動で動かれる市の職員の方も避難所運営協議会には入っていらっしゃるといことになるんですか。
- 内田統括指導主事 初動の方と避難所運営協議会の方は必ずしも一緒ではありません。
- 森本委員 ごめんなさい。必ずしも一緒ではない――。
- 内田統括指導主事 ごめんなさい。一緒ではないです。
- 森本委員 別物と。避難所運営協議会と初動で動かれる方というのは全然別――。初動で動かれる方はただただ行って最初のあれだけして、あとは避難所運営協議会にお任せというか、避難所運営協議会の方がいらっしゃったらそっち側に移動するということなんですか、いろんな責任とかは。
- 内田統括指導主事 避難所開設に向けては、初動の職員が一緒に行きます。それで、避難所が開設した後は、一定期間そこで避難所が運営されるので、その期間の中では避難所運営協議会のそれぞれの役割分担に基づいて避難所運営委員会というのがつくられまして、避難所運営をそれぞれの地域の方が役割を分担して行っていくということになります。
- 森本委員 ただ、初動で動かれる方もやっぱり避難所運営協議会がどういう――。例えば各学校のマニュアルとかがいろいろあるわけですね。ここの教室は使っていないとかよくないとか、ここにしてほしいとかということも避難所運営協議会の中でマニュアル化していかれるんですよね。そういったことは初動の方も知っていないといけないわけですね。でも、入ってはいらっしゃらない。だから、それは知識として避難所運営協議会で何かつくったときに初動の方にお知らせするというような形になるということでしょうか。
- 内田統括指導主事 このマニュアルの中では、避難所運営協議会の中で話し合う内容を例として示してあります。各学校の避難所運営協議会において具体的にどここの場所を何に使うとかとかというのをこれから決めていくことになります。それぞれの避難所運営協議会の中で決まったことをそれぞれの避難所運営協議会ごとにそれぞれの担当の初動の方に伝える等して、決めたことがいざというときにきちんと有効に働けるようにこれから仕組みを整えていくという、そういう流れを今つくっているところでございます。
- 宮田委員 避難所運営協議会を設置して各町会長とかいろんな方々を選ぶと書いてあるんですけども、そうして、会長というのはどういう権限を持って、校長先生とどういうふうな形で対応していくとか、そういう責任と権限がどうなのかというのがいまわかりにくいんですけども、その辺はどうなんですか。
- 坂本教育部副参与兼教育企画課長 避難所の運営に関しては幾つか段階があるかと思います。今ここで御説明している避難所運営協議会は、あくまで平時において有事を想定しながら、いざ発災したときにどういうことが必要なのかということで、まずは準備行為をするという段階であります。

それで、実際には発災したときに例えばどういうルールで避難所運営するかというのは、

ある程度事前にルール決めをしたいというのがまず第1段階となっています。それから、実際に避難所の設置そのものは、先ほど教育長職務代理者が御説明したように、あくまでも災害対策本部の指揮命令のもとに設置をされますから、そこからの段階では、責任という意味では、防災体制のほうに入っていくわけですけれども、その初動の部分では、最初の開設は、例えば学校が開いていない時間帯、夜間だったり、例えば今の時間、土曜日、休みの日だとかがありますけれども、そういうときは当然初動要員というのが駆けつけてまずは避難所の開設準備をするということでもあります。

ただ、いずれそれが、今回の東日本大震災のように避難所運営そのものが長期化するおそれもあります。数週間から数箇月となった段階では、これは危機管理室――防災計画上ですけれども、危機管理室側の考え方としては、その避難所運営については、いわゆる自治組織でやっていくという形になっておりますので、一定段階になると今度は市の職員も別の部分の業務を、再開、復旧に向けての業務等が入ってきますので、一定のところになればやはり自治をお願いしたいということで、そのあたりを、どういう段階でどういう役割分担をしていくかというのは、これから協議を危機管理室を含めてしていくという段階になっております。

- 森本委員 そうしますと、聞いた話ですと、避難所運営協議会の中でそれぞれの学校の避難所運営協議会のマニュアルというのを今つくっているということによろしいんですね。

それで、先ほどもおっしゃいましたけれども、先ほどの統括指導主事のお話だと、運営協議会の会長が責任者であることを明確にしたいというふうにおっしゃいましたけれども、その会長がやっぱりその避難所の責任者ということになるわけですか。それは、実際のところ責任者と言われるととても重いと思うんですけれども、その辺の立場としてはどの程度の立場でいらっしゃるようになるのでしょうか。

- 内田統括指導主事 避難所が開設されて避難所運営組織が立ち上がったときには、その避難所運営協議会で話し合ったルールをもとに避難所運営をしていきます。ですから、そういった点で、避難所運営協議会の会長が当初責任者となって避難所開設、それから運営の初期の部分について責任者として担っていくという意味で責任者としての位置づけを依頼しているところでございます。

その後、長い期間、避難所になったりする際に、必ずしも避難所運営協議会の会長がその避難所でずっと暮らしをすることは限らないので、そういったことになった場合は、各避難所ごとに実際そこにいらっしゃる方の中で自治組織をつかって、その方に責任者を、誰かを出していくというようなことも今想定をしているところでございます。

ただ、初期の段階ではルールづくりをした避難所運営協議会の会長が当初リーダーシップをとって運営に当たるほうがスムーズな運営になるということを考えて、避難所運営協議会の会長が当初の責任者になるという位置づけでこの中には記載しております。

- 森本委員 だから、その後については、変な言い方ですけども、避難所運営協議会の中でその後どうするかも含めてマニュアルの中に組み込んでいけば――。ここで自治組織をこれからこういうふうにつくっていくというような段階を各避難所運営協議会でつかって、責任者は誰にするということも含めて避難所運営協議会で話し合っていかれるというふうなこと

でよろしいんですね。

- 内田統括指導主事 はい、そのとおりでございます。
- 森本委員 ありがとうございます。
- 宮田委員 市議員みたいな地方議員の方々の役割というのは、こういうところではどういう——。入っていないですね、文章上に。そういうのはどういうふうにお考え——。そういうことはもう考えないということなんでしょうか。
- 池澤教育長職務代理者 マニュアルの中に直接市議会議員というふうに明記はしておりませんが、地域の代表的な方ということで、実際に避難所運営協議会にお入りになっている議員の方もいらっしゃいます。また、これで28校全校立ち上げがされましたので、ほかの議員の方からも避難所運営協議会に入りたいというふうな声も出ておりますので、当然議員の方も地域の代表ということでお入りいただければなというふうに考えております。
- 宮田委員 普通の若い人というのは、大体は都心のほうに出ていって、いわゆるサラリーマンですよ。そうすると、残ったのは女性か老人かと。そういう人たちが激動の委員会の会長だ何だなんてなかなかできないし、その上に、地域のことも残念ながらよく知らないということが多々あるんじゃないかと思うんですけれども、一方、議員さんですと、かなり若い方もたくさんいますし、日ごろから地域を回っているので、そういう方にももうちょっと積極的な、こういう緊急のときですから、役割を果たしていただいたほうが、まさに市民全体のためになるんじゃないかという気がするんですけれどもね。それは是非、むしろお願いしたほうが私はよろしいんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。
- 池澤教育長職務代理者 先ほど申しあげましたように、是非避難所運営協議会に参加をしたいという——実際に参加している議員の方もいらっしゃいますし、参加したいという方もいらっしゃいますので、そのあたりはいただいた御意見を踏まえて考えていきたいなと思っております。
- 宮田委員 現実問題として、協議会の会長さんなんていうのはもう既に決まって、皆さん喜んで——喜んでというか、犠牲的精神を発揮して、じゃ、ボランティアで私になりますという方は多いんでしょうか。
- 坂本教育部副参与兼教育企画課長 その喜んでいうところではないかもしれませんが、基本的にはほとんどの協議会で選出していただいています。中身的には、さっきちょっと御発言もありましたけれども、例えば民生委員の方とか、いろんな地区協議会の方等もありまして、老若男女、いろんな方がいらっしゃいますので、基本的には今大体固まってきております。
- 宮田委員 じゃ、あんまり問題ないですね。わかりました。それは大変結構だと私は思います。
- 竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。
以上で報告事項を終わります。

-
- 竹尾委員長 日程第5 その他、を議題といたします。教育委員会全般のことについて御質問等がございましたら御発言を願います。特にごございませんか。

○森本委員 先日、調布市のほうでアレルギーの事故があって、それで調布市のほうではマニュアルがまた改めてつくられたようなお話がありましたけれども、西東京市のほうではそのあたりはどのようになっているか、お聞かせいただけますか。

○山本学校運営課長 その案件につきましては、私のほうからお話をさせていただきたいと思います。

今御指摘の調布市の事故を契機といたしまして、2月14日に臨時校長会を開いてございます。この臨時校長会の中では、それぞれの学校で食物アレルギーに対する取り組みについてのマニュアルというんでしょうかね、そういったものを制定している学校が大半でございますが、その辺についても今回の事故を契機として再度見直しをしていただきたいと思いますという趣旨の依頼をしております。

具体的には、その際にも示させていただいたんですが、私どものほうでこんな形でやらどうかというある程度のひな形を示しまして、それをもとに各学校で再度点検をして作り直していただきたいと思いますということで依頼をしております。

それで、現状では、各学校でマニュアルというものに付随するものを正式には持っていないという学校もございました。この学校については、早急に設置をするようにということで再度指示をいたしまして、現在では各学校でそのマニュアルづくりに向けて検討を進めているという状況でございます。

○宮田委員 各学校に任せておくというのは、医学的な知識や何かも含めてですので、私は危険じゃないかと思うんですね。ですから、教育委員会としてきちんと対応していただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○山本学校運営課長 今回の御指摘でございますが、平成20年度に学校におけるアレルギーのガイドラインが示されてございます。そのガイドラインに沿って、まず各学校でマニュアルをつくるという形になってございます。

今回の臨時校長会の後にも、例えば給食の調理員を対象にしたり、あるいは学校の栄養士とか養護教諭、それから校長、副校長、その他の教職員を対象として、2日間にわたりまして講習会及び研修会を実施しております。実際の学校の事故でのDVDが作成されてございますので、それをまず見ていただきまして、全体像を把握した後、公立昭和病院の小児科の先生に来ていただきまして、医学的なお話も伺ったところでございます。

エピペン®と言われますが、自己アドレナリン注射でございますが、これをお持ちのお子さんも学校にはいらっしゃいますので、子どもたちが使えなかったときに先生方とか周りの方が使えるようにということで、実際の使い方の講習会も含めて実施をして、なおかつ、研修会で使いましたDVDの類いにつきましては、各学校に配布いたしまして、各学校において再度校内研修の実施をして、先ほどの御指摘のありましたマニュアルづくりの中に反映するようにということで依頼をしたところでございます。

○宮田委員 依頼は大変結構ですけれども、是非どういふふうにつくったかというのを各学校持ってきてもらって、一応チェックをしていただきたいと思います。そうじゃないと、すごい重要なところが抜けている可能性もなきにしもあらずだと思うんですね。それが全員もうつくってやっているはずですと言っても、やっていない、忘れていたという学校もあるかも

しれませんので、それは、是非命令したら、その命令が実行されているかということの書類をきちんととっておいていただきたいと思います。

- 山本学校運営課長 今回の御指摘でございますが、先ほど私どものほうで、もうできているものということで考えているところであった部分もあるんですが、一部確かに完璧なものを用意していないという学校もありましたので、それについては早急に設置するようということで指示を出したばかりでございますので、一定の時間を確認した後、今御指摘のとおり、提出を求めて確認していきたいというふうに考えております。
- 宮田委員 結局、以前にもそういうことを言ったけれどもやっていない学校があったわけですね。だから、言ってもやらないということが常識だというふうに思っていたら、言った後、1箇月とか2箇月とか時間を区切って——言ったときに、ここまでに、期限をまず区切って言っていたらということと、言ったらその書類を提出いただくということをきちんと徹底して、子どもたちのまさに命の問題ですからね。言いましたということで責任は逃れられないと思うんですね。言ってちゃんとチェックする。そのことがまたそれぞれの学校で注意力喚起になるわけですので、そこまで是非徹底して、過去、そういうことを言ったけれどもできなかったことがあったということの事実を重く受けとめていただきたいと思いません。
- 森本委員 今回の件ですけれども、調布市のほうでマニュアルがつけられたというようなことは新聞に載っていたような気がするんですけれども、もしできるのであれば、そういうところのを参考にして、取り寄せて——多分事故があったところの経験を基につくられているものだと思いますので、そういうのを参考にできるのであれば参考にして、各学校でそれを提供していただけたらいいんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。
- 池澤教育長職務代理者 調布市の給食における食物アレルギーでお子様が亡くなるという大変痛ましい事故がございまして、その後開かれた26市の教育長会の中でも、調布市の教育委員会のほうから、今回の事故を調布市の1校だけのことにせず26市全体で共有をして、そして二度とこのようなことがないように取り組んでいきたいと思いますという調布市からの強い意向がございました。そのことによりまして、調布市のほうからも各種資料なども26市の教育委員会のほうに配布をされておりますし、この3月で調布市の事故調査委員会のほうの検討結果もまとまったということですので、また、この4月以降は対策については、また調布市のほうからいただく中で、本市の学校についても徹底をしてまいりたいと考えております。
- 角田委員 私はいじめや体罰についてお聞きしたいんですが、過去の問題も含めて現状——。つまり、教育相談等にもこういった問題というのは出てきていないのかなという心配がありましたので、お聞かせいただきたいと思っております。
- 西谷教育支援課長 教育相談の中では、いじめということを主訴としての相談は件数的には少ない——。やはり不登校とか、登校渋り——学校で子どもたちの相談を受けていく中で、過去にいじめがあったとか、意地悪をされたとか、ということはあるんですが、主訴としての相談はパーセンテージ的には少ないです。

○角田委員 それでは、ついですが、過去の問題を含めて現状で明らかになって、これから市として問題になりそうなことがないかなあるかなととても心配なんですけれども、そういった今の現状をちょっとお話しいただきませんか。

○清水教育指導課長 いじめにつきましては、今年度、東京都教育委員会のほうから要請がございまして、7月に緊急調査を行ったところでございます。それまでも学校は6月、11月、2月と3回のいじめ関連の調査を行ってまいりました。

7月の東京都の緊急調査の結果でございますが、さきにも御報告申し上げましたとおり、小中学校においてはいじめと認知された件数が31件ございました。疑いがある件数が131件ということでございまして、その後、直近の調査を申し上げますと、直近、2月に行った調査の結果では、小学校でいじめと認知した件数が7件、うち解決した件数が5件、未解決、対応を継続中の案件が2件ございます。また、中学校では、いじめの認知件数が12件、うち解決した件数が9件、未解決、今対応を継続中の案件が3件ございます。いずれにしましても、その案件の内容によって学校のほうで対応するもの、場合によっては教育委員会の指導主事が学校に行って直接学級の状況を見たり、あるいは校長や教員のほうから聞き取り調査をしながら対応しているところでございます。

また、体罰についてでございますが、1月と2月に小中学校に依頼し、調査を行いました。その結果、東京都教育委員会に体罰事案として報告した案件は、小学校で1件、中学校では適切さに欠ける指導というのはございました。

以上でございます。

○角田委員 結構です。

○宮田委員 これは授業中のことも含んでですね。

○清水教育指導課長 体罰に関しましては、当初部活動における体罰事案ということで1月17日に調査いたしました。その後、東京都並びに本市のほうの考えに基づいて、部活動以外でも――授業、あるいは教育活動全てにわたっての体罰事案についての調査結果に基づくものでございます。

○宮田委員 それで、もし差し支えがなければ、その1件、小学校で起こったという体罰が具体的にはどんなことだったんでしょうか。それと、それに近いという言い方でおっしゃったと思うんですが、それは具体的にどういうことだったんでしょうか。

○清水教育指導課長 小学校で報告した体罰事案の1件でございますが、1年生の児童の授業中に、教師の指導に従わなかったと。あるいは、指示に従わずに学習をせずにと。そこで、教員が頬をたたいたという事案でございます。その後、市の教育委員会におきましても、校長並びに該当教員を教育委員会に呼んで事情聴取いたしました。その結果、やはり体罰であるというふうに判断いたしまして、東京都教育委員会に報告をし、事情聴取を行ったところでございます。この後、東京都のほうから処分の案が、方針が示されるといったところでございます。

もう1件でございますが、中学校の修学旅行中の指導、それから体育の時間中の指導ということでございます。中学校の修学旅行中の指導につきましては、夜中に騒いでいたので、廊下に出して、胸を強く押して厳しく指導したと、叱責したということでございます。それ

からもう1件、体育の時間中に指導に従わなかったということで、その生徒に対して叱責をしたということでございます。

そういった案件がございました。以上です。

○竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

次に、議案第8号及び報告事項(1)は、人事に関する案件ですから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の方の御退席を願います。

それでは、暫時休憩といたします。

午 前 1 0 時 4 7 分 休 憩

午 前 1 0 時 5 3 分 再 開

○竹尾委員長 休憩を閉じて定例会を再開いたします。

以上をもちまして平成25年西東京市教育委員会第3回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午 前 1 0 時 5 3 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員